

# 山辺町自殺対策計画（第2次）



令和7年3月

山 辺 町

## 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 計画の数値目標	
第2章 山辺町の現状	3
1. 自殺数者の推移	
2. 自殺死亡率の状況	
3. 「地域自殺実態プロファイル2023」における山辺町の主な特徴	
4. 原因・動機別自殺者数	
第3章 第1期計画の取組みと評価	8
1. 取組状況	
2. 評価指標の達成状況	
第4章 山辺町における自殺対策の基本理念	10
第5章 自殺対策の具体的な取組み	11
1. 基本施策について	
2. 重点施策について	
3. 関連指標	
参考資料	20

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年の自殺対策基本法の制定により、「個人の問題」としてとらえがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げての自殺対策が推進されました。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、山辺町でも、令和元年度に町の自殺対策計画を策定しました。「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない山辺町」の実現を目指してきました。様々な取り組みの成果もあり、県・国よりも高かった山辺町の自殺死亡率は、平成29年から令和3年の平均が18.8と減少しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会的に孤立する人の増加が指摘され、山辺町では令和3年において自殺者が増加しました。これを受け、これまでの対策に加え、女性、子ども・若者への対策のさらなる強化などが見直された自殺総合対策大綱と、いのち支える山形県自殺対策計画(第2期)を踏まえ、山辺町自殺対策計画(第2次)(以下「本計画」という。)を策定しました。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱および町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

また「いのち支える山形県自殺対策計画(第2期)」や「第5次山辺町総合計画」などの関連計画と整合性を図ります。

### 3. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### 4. 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」「いのち支える山形県自殺対策計画」では、当面の目標として令和8年度までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

これを踏まえて、当町の第1期計画の数値目標は平成25年から平成29年の平均値である3.8人を用い、令和6年度までに3.0人以下とする目標を設定し、また、最終数値目標として令和8年度までに30%減少の2.7人以下としていました。

これに対し、平成29年から令和3年の自殺者数の平均値は2.6人であり、この時点で自殺者数は目標値を下回っています。

これらの状況を踏まえ、計画最終年度となる令和11年度の目標を山形県計画の目標値に合わせ、自殺者数を2.1人と定め、引き続き自殺対策の取組みを推進していきます。

	基準	現状	目標値
	令和元年度 (H25～H29平均)	令和5年 (H29年～R3平均)	令和11年 (R4～R8平均)
自殺者数	2.7人以下	2.6人	2.1人

現状値：厚生労働省「人口動態統計」

## 第2章 山辺町の現状

### 1. 自殺数者の推移

山辺町の自殺者数(総数・性別)を年次推移で見ると本町の自殺者数は年毎に増減がありますが、男性が女性を上回っています。

表1 山辺町の自殺者数(総数・性別)の年次推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	総数
男性(人)	1	1	5	3	3	1	1	1	1	4	21
女性(人)	0	2	1	0	1	2	0	1	1	1	9
総数(人)	1	3	6	3	4	3	1	2	2	5	30

出典:厚生労働省「人口動態統計」

山辺町の自殺者数の平成29年～令和3年の合計は13人で、1年間の平均は2.6人となっています。

表2 山辺町の自殺者数の平均

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数(人)	3	1	2	2	5	13	2.6

出典:厚生労働省「人口動態統計」

### 2. 自殺死亡率の状況

令和5年山形県・全国の自殺死亡率を見ると、山形県の自殺死亡率は全国に比べて低い状況にあります。

表3 令和5年 山形県・全国の自殺死亡率(人口10万人あたり)

	山形県	全国
自殺死亡率	15.3	17.4

出典:厚生労働省「人口動態統計」

### 3. 「地域自殺実態プロフィール2023」における山辺町の主な特徴

いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール2023」では、過去5年間の自殺者を性別・年代別・就業の有無別・同居人の有無別で区分し、本町の主な自殺の特徴として表4以降のとおり示しています。

山辺町の主な自殺の特徴(平成30年～令和4年合計)を見ると、男性60歳以上無職独居、男性20～39歳有職同居、男性40～59歳有職同居が同割合で多くなっています。

表4 山辺町の主な自殺の特徴(平成30年～令和4年合計)

上位5区分			割合(%)
1位	男性60歳以上	無職独居	25.0
	男性20～39歳	有職同居	25.0
	男性40～59歳	有職同居	25.0
4位	女性20～39歳	有職同居	12.5
5位	男性60歳以上	無職同居	12.5

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2023」

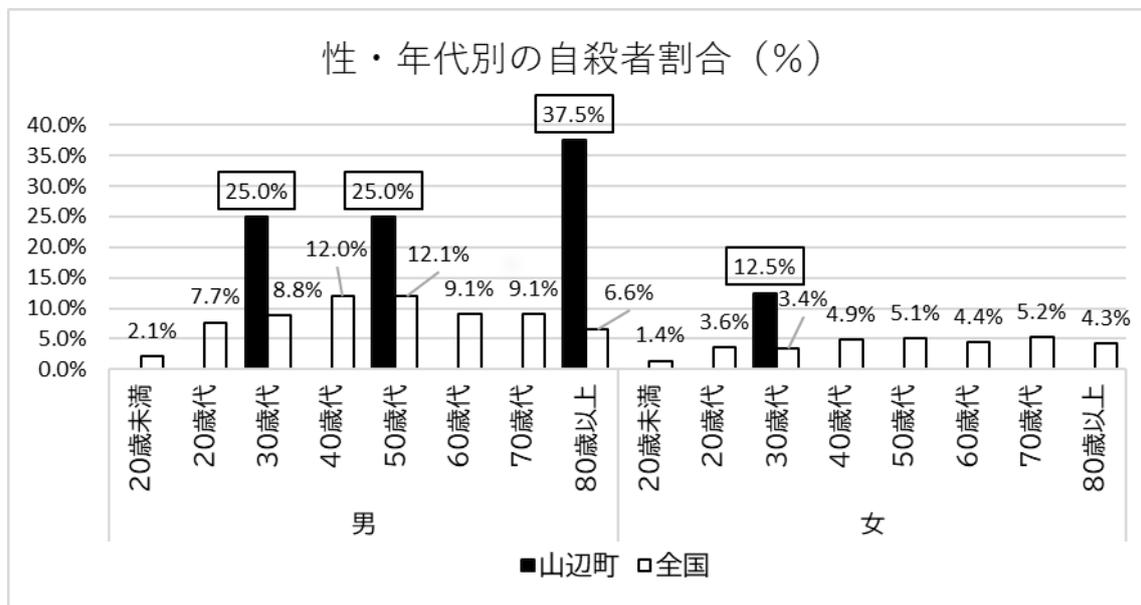
いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2023」によると、自殺の主な背景はうつ状態、失業、職場の人間関係、過労、生活苦等が挙げられています。

#### 【背景にある主な自殺の危機経路の一般例】

- 失業(退職) + 死別・離別 → うつ状態 → 将来生活への悲観 → 自殺
  - 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) → パワハラ + 過労 → うつ状態 → 自殺
  - 配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
  - 離婚の悩み → 非正規雇用 → 生活苦 + 子育ての悩み → うつ状態 → 自殺
  - 失業(退職) → 生活苦 + 介護の悩み(疲れ) + 身体疾患 → 自殺
- (「地域自殺実態プロフィール2023」より引用)

山辺町・全国の性別・年代別の自殺者割合(※)(平成30年～令和4年)を見ると、男性では30歳代、50歳代、80歳以上の割合が全国に比べて高くなっており、特に80歳以上の割合が1番高くなっています。女性では、30歳代の割合が高くなっています。

表5-1 山辺町・全国の性別・年代別の自殺者割合(平成30年～令和4年合計)



出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2023」

※ 自殺者割合:全自殺者に占める割合を示す

職業別の自殺者の内訳(平成30年～令和4年合計)を見ると、有職者の割合が無職者を上回っています。

表6 職業別の自殺の内訳(平成30年～令和4年合計)

職業	山辺町 (%)	全国 (%)
有職	62.5	38.7
無職	37.5	61.3
合計	100	100

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2023」

年齢別自殺者割合(平成30年～令和4年合計)を見ると、20歳未満0%、20歳代～30歳代で37.5%、40歳代～50歳代で25%、60歳以上では37.5%となっています。

表7-1 山辺町の年齢別自殺者割合(平成30年～令和4年合計)

年齢階級	割合(%)
20歳未満	0
20歳代～30歳代	37.5
40歳代～50歳代	25
60歳以上	37.5
合計	100

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

令和3年の山辺町の死亡数、死亡分類を見ると悪性新生物、老衰、心疾患の順で多く、自殺による死亡は8番目となっています。

表7-2 令和3年 山辺町の死亡数、死亡分類

順位	死因	件数(人)
1	悪性新生物	45
2	老衰	32
3	心疾患(高血圧性除く)	29
4	脳血管疾患	14
5	肺炎	9
	アルツハイマー病	9
	その他の呼吸器系の疾患	9
8	自殺	5
	腎不全	5

出典:山形県保健福祉部「保健福祉統計年報」

#### 4. 原因・動機別自殺者数

令和4年原因・動機別自殺者数を見ると、全国、山形県ともに健康問題が最も多いことが分かります。次いで山形県では経済・生活問題、家庭問題と、全国と順位の違いはありますが、山形県、全国共に健康問題、家庭問題、経済・生活問題が高い状況にあります。

表8 令和4年 原因・動機別自殺者数

		山形県(人)	全国(人)
1	健康問題	115	12,703
2	家庭問題	36	4,743
3	経済・生活問題	43	4,656
4	勤務問題	33	2,956
5	交際問題	8	823
6	学校問題	3	578
7	その他	10	1,725

出典：警視庁「自殺統計」

## 第3章 第1期計画の取組みと評価

### 1. 取組状況

令和2年度を始期とする第1期計画においては、下記のとおり、5つの基本施策と、3つの重点施策を柱に、具体的な取組みを進めてきました。庁内や関係機関等で取組んだ自殺対策について直近の令和5年度実績は以下のとおりです。

実施内容
<b>【基本施策1】 生きることの包括的な支援として推進</b>
・保健福祉センターにおいて「心の健康相談」実施、保健師が随時対応
・相談内容に応じた窓口の紹介実施
・医療、保健、福祉の関係機関と連携した個別支援の実施
・山形県精神保健福祉センターが行っている自死遺族支援について広報掲載
<b>【基本施策2】 気づき見守る人材の育成</b>
・ゲートキーパー養成講座の実施
・相談支援担当者の資質向上のため県等が主催する研修会等への参加
・広報紙により、ゲートキーパーについての周知実施
<b>【基本施策3】 町民への啓発と周知</b>
・自殺予防週間（9月）と山形県自殺対策推進月間・自殺対策強化月間（3月）に合わせて、広報紙により啓発実施
・広報紙や、役場・保健福祉センター及び各地区公民館へのチラシ設置により相談窓口の周知実施
<b>【基本施策4】 地域におけるネットワークの強化</b>
・県等が主催する会議や検討会への参加
・個別支援が必要な妊婦等について、産科医療機関と連携した支援実施
・助産師個別相談、産後ケア事業の実施
・要保護児童対策協議会の実施
・東南村山地域生活自立支援センターと連携し、生活困窮者等への個別支援実施

実施内容
<b>【基本施策5】 子ども・若者への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの養育問題を抱える家庭について個別支援実施</li> <li>・民生委員・児童委員による訪問、見守り活動実施</li> <li>・地域食堂の実施</li> <li>・小中学校で「いのち」の教育実施</li> <li>・町の教育相談員やスクールカウンセラーとの面談等による支援の実施</li> <li>・県が実施しているLINE相談や24時間対応の電話相談窓口等の周知</li> <li>・引きこもり等への相談支援実施</li> </ul>
<b>【重点施策1】 高齢者の自殺対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー養成講座の実施</li> <li>・高齢者世帯への訪問等を通じた本人と世帯の生活や健康状態の把握</li> <li>・乳酸飲料配布や民生委員の訪問による見守り活動の実施</li> <li>・いきいき教室や100歳体操等、身近に集える場の開催支援</li> </ul>
<b>【重点施策2】 生活困窮者の自殺対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東南村山地域生活自立支援センターを中心とした、生活困窮者の把握と支援の実施</li> </ul>
<b>【重点施策3】 勤務・経営問題による自殺対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等による相談機関等の周知</li> </ul>

## 2. 評価指標の達成状況

《評価指標計画の期間: 令和2年度から令和6年度まで》

評価項目	目標値 令和6(2024)年度	現状
広報紙やホームページによる啓発	2回以上/年	2回以上/年 継続実施
町民向けの講演会等の開催	1回以上/年	未開催
ゲートキーパーに関する講座の開催	1回以上/年	令和4年度: 1回 令和6年度: 3回

## 第4章 山辺町における自殺対策の基本理念

### 基本理念

#### 「誰もが健やかでいきいきと暮らせる山辺町」の実現

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

しかし、いずれの場合においても、自殺は、追い込まれた末の死です。このため、自殺対策は、「対人支援」「地域連携」「社会制度」を連動させながら、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、総合的に推進することが大切です。

自殺対策の本質が、生きることの支援にあることを踏まえ、基本理念として「誰もが健やかでいきいきと暮らせる山辺町」の実現を設定します。

## 第5章 自殺対策の具体的な取組み

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、いのち支える山形県自殺対策計画(第2期)及び山辺町の自殺の現状を踏まえ、次の5つを基本施策として推進を図ります。

また、山辺町の自殺の現状及び地域自殺実態プロファイル2023において重点課題として推奨されている「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」について優先的に推進していきます。

【基本施策1】人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

【基本施策3】町民への啓発と周知

【基本施策4】地域におけるネットワークの強化

【基本施策5】児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

【重点施策1】高齢者の自殺対策

【重点施策2】生活困窮者の自殺対策

【重点施策3】子ども・若者の自殺対策

【重点施策4】勤務・経営問題による自殺対策

## 1. 基本施策について

### 【基本施策1】人との「つながり」を実感し、いきいきと暮らせる地域づくりの推進

自殺対策は、過労や生活困窮、育児や介護疲れなどの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、自己肯定感や信頼できる人間関係など「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。併せて、居場所づくり等、地域における活動を推進し、孤立解消に向けた支援を推進していきます。

また、「自殺未遂者支援」についても県の専門相談等の紹介等情報提供に取組みます。

取組み	内容	担当課等
相談内容に応じた窓口の紹介	自殺リスクを抱える人が必要な支援につながるができるよう、相談内容に応じた窓口の紹介を行います。	全庁 関係機関
精神疾患を抱える人の支援における連携の強化	精神疾患を抱える人が、適切な精神科医療につながり、安心して地域で生活ができるよう、医療・保健・福祉等それぞれが役割を担い、連携を強化します。	保健福祉課
目的に応じた居場所づくりの活動支援	地域食堂等の活動を支援し、事業の周知を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会 教育委員会
自殺未遂者及びその家族の支援に係る関係機関の連携	自殺未遂者の退院後の生活支援等について、家族や関係機関によるケース検討会を開催するなど、連携した支援を行います。	保健福祉課
自死遺族相談等についての周知への協力	県が実施する自死遺族等に対する個別相談、自死遺族の集い等の周知を図ります。	保健福祉課
ひきこもり者への支援	ひきこもり者、またその家族からの相談に対応し、必要に応じ関係機関へ紹介を行います。	保健福祉課

## 【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

自殺は様々な要因が複雑に関係するため、地域における幅広い分野・窓口等で、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危険を示すサインに気づいて適切な支援につなげることが大切です。このため、相談等に対応する職員等の資質向上に加え、身近で悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーの養成が重要となります。

取組み	内容	担当課等
ゲートキーパー養成講座の開催	<b>【町民を対象とした研修】</b> 身近な人の不調の気づきやつなぎ役を担える町民が増えるよう、関係機関と連携してゲートキーパー養成講座を実施します。	保健福祉課
	<b>【関係団体を対象とした研修】</b> 相談支援に関わる職種の方や、悩みを抱えている人を適切な支援につなぐことに携わる方を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	
相談対応職員の資質向上	各分野における相談支援担当者は、県等で開催する各種研修会や会議に積極的に参加し、資質向上に努め、連携と対策の強化を図ります。	全庁

### ○ゲートキーパーとは？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

<b>気づき</b> 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	<b>傾聴</b> 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
<b>つなぎ</b> 早めに専門家に相談するよう促す	<b>見守り</b> 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る



出典：厚生労働省「ゲートキーパー手帳」

### 【基本施策3】町民への啓発と周知

自殺は様々な原因が絡み合って起こるもので、誰にでも起こり得ることです。しかしながら自殺に追い込まれた人の心情や背景は理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、命や暮らしの危機に陥らないための情報提供や、苦しいときや困ったときには誰かに援助を求めることについて、様々な機会を通して広く啓発していくことが重要です。

取組み	内容	担当課等
現状や対策に関する町民の理解の促進	自殺予防週間（9月）と山形県自殺対策推進月間・自殺対策強化月間（3月）に合わせて、各種広報媒体により自殺対策の情報を発信し、施策の周知と理解普及を図ります。	保健福祉課
相談窓口などの情報発信強化	「山形いのちの電話」等の電話相談、「こころの健康相談@山形」等のLINE相談等、困った方が困った時に利用できるよう各種相談窓口の情報発信に努めます。	保健福祉課
	公共機関等において相談窓口チラシやリーフレット等の配布を行い、自殺予防とメンタルヘルスの啓発を行います。	保健福祉課

#### 【基本施策4】地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

取組み	内容	担当課等
庁舎内における連携・見守り体制の強化	各種窓口対応や相談業務、見守り等において支援の必要性が感じられた場合に、必要な支援につなげられるように関係部門と連携します。	全庁
検討会や会議への参加	各分野における相談支援担当者は、県等で開催する各種検討会や会議に積極的に参加し、連携と対策の強化を図ります。	保健福祉課 関係機関
要保護児童対策協議会における情報共有	要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関代表者および担当者による会議を開催し、連携して支援を行います。	保健福祉課 教育委員会
妊産婦への切れ目ない支援	個別支援が必要な妊産婦等について、産科医療機関と情報共有し、妊娠期から産後まで切れ目ない支援を行います。	保健福祉課
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業との連携	自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた町民に対して、関係機関が連携して支援を行います。	保健福祉課 社会福祉協議会

## 【基本施策5】児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、困難に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方教育)を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

また、周囲の大人が子どもの変化に気づける体制づくりや SOS を受け止め、寄り添うことができるよう取り組みます。

取組み	内容	担当課等
SOSの出し方に関する教育	町内小中学校の児童生徒に対し、学校・教育委員会・町が連携して SOS の出し方に関する教育を実施します。	保健福祉課 教育委員会 町内小中学校
いのちの教育	町内の小中学校において、いのちの教育を継続実施し、自己肯定感を高められる支援を行います。	教育委員会 町内小中学校
いじめ対策事業	いじめの早期発見、即時対応、継続的ないじめ防止に努めます。	教育委員会 町内小中学校
教育相談やスクールカウンセラーによる支援	児童・生徒の心の悩みや保護者が抱える不安について、町の教育相談員やスクールカウンセラーとの面談等により、課題や悩みを解決するためのアドバイスや、子どもたちの自立への援助を行います。	教育委員会 町内小中学校
多様な相談等の周知強化	これまでの各種相談窓口に加え、県や各種相談機関が実施するLINEやSNS相談等の周知を行い、児童生徒が困った時に利用しやすいよう、周知の強化を図ります。	保健福祉課 教育委員会 町内小中学校
人権啓発事業	町内小中学校の児童生徒に対し、人権擁護委員による人権啓発活動を実施し、互いを認め合う心の醸成を通していじめ防止の啓発を行います。	総務課 町内小中学校

## 2. 重点施策について

いのち支える山形県自殺対策計画(第2期)、当町の自殺の現状及び地域自殺実態プロファイル2023を踏まえ、以下の4つを「重点施策」とすることを提案いたします。

### 【重点施策1】高齢者の自殺対策

高齢者は、加齢に伴う体力の低下などの身体的要因や活動意欲の低下などの心理的要因、人とのかかわりなどの社会・環境要因等により、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいという特有の課題を抱えており、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業や孤立・孤独を防ぐための取組が重要となります。今後、さらに一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、孤立防止や介護者への支援の充実など、高齢者の自殺対策の更なる推進が必要となります。

- ① 地域での気づきと見守り体制の強化
- ② 介護問題を抱える家族の包括的支援体制の強化
- ③ 身近に集える場の拡充による孤立の予防と生きがいづくり支援
- ④ 相談や訪問等を通じた本人と世帯の生活や健康状態の把握
- ⑤ 健康教室等での啓発活動

### 【重点施策2】生活困窮者の自殺対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的にかかわっていることが多く、自殺リスクが高いと考えられています。生活困窮者自立支援法による自立支援相談事業と連動した包括的な支援に取り組めます。

- ① 東南村山地域生活自立支援センターをはじめとした多分野多機関の相談支援とネットワークの充実
- ② 関係機関と連携した生活困窮者の把握と支援の実施

### **【重点施策3】子ども・若者の自殺対策**

全国では、コロナ禍前から児童生徒や学生等の自殺は増加傾向にありますが、特に令和2年は中学生、高校生とも大きく増加しました。本町では、平成30年から令和4年までの自殺者のうち、20歳以下の方はおりませんでした。20～30歳代の割合が37.5%でありました。

若者が様々な困難やストレスに直面した際、一人で抱え込まず、仲間や頼れる大人、専門機関等に気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。また、コロナ禍の影響を大きく受けたとされる子ども・若者等には、ライフステージに応じた対策として、児童生徒の自殺予防に向けた心の教育や居場所づくり等の支援を充実します。

- ① 心の教育等の推進(SOSの出し方等教育、いじめ防止対策)
- ② 居場所づくり活動への支援(地域食堂等)
- ③ ひきこもり者への支援
- ④ 子どもや若者が利用しやすいLINE等のSNSによる相談窓口の周知
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ⑥ 地域での見守り体制の強化

### **【重点施策4】勤務・経営問題による自殺対策**

本町では、平成30年から令和4年までの自殺者のうち、有職者の割合は62.5%でした。働き盛り世代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気等により心の健康を損ないやすいとされており、こうした人々が安心して生きられるようにするために、精神保健的な視点とともに、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

勤務・経営問題による自殺対策は、勤務環境や労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、自殺の原因となりうる様々なストレスの低減に向け、ワーク・ライフ・バランスや健康経営の推進といった職場の環境改善の取組みと、ストレスへの適切な対応のためのメンタルヘルス対策を働きかけていきます。

また、本人が早期に適切な保健医療福祉サービスが受けられるよう支援体制の充実を図ります。

- ① セルフケアに関する情報提供の実施
- ② LINE相談の利用促進など、相談窓口の周知啓発の強化
- ③ 有職者向けメンタルヘルスサイトの周知・利用の啓発

### 3. 関連指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、各年度、取り組み状況等をまとめ、その進捗状況を必要に応じて関係機関に報告します。また、庁舎内で横断的に意見交換を実施して検証・評価、協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

《評価指標計画の期間：令和7年度から令和11年度まで》

評価項目	現状	目標値
広報紙やホームページによる啓発	2回以上/年	2回以上/年 継続実施
SOSの出し方教育	—	町内全小中学校で実施
ゲートキーパーに関する講座の開催	3回	1回以上/年

## 参考資料

### 1. 山辺町自殺対策計画策定委員名簿

団体名	役職等	氏名	備考
山辺町	副町長	佐藤 正彰	
山辺町医師会	代表	三橋 玉絵	
山辺町社会福祉協議会	副会長	市村 みゆき	
山辺町民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 和夫	
山辺町小中学校長会	会長	鈴木 義彦	
山辺町商工会	事務局長	吉田 郁男	
山辺町青少年育成町民会議	会長	松田 博之	
山形人権擁護委員協議会	常務委員	大通 雄治	
山形県村山保健所	所長	藤井 俊司	
山辺町社会福祉協議会地域ケア推進室	室長	宮部 朋子	

#### 【事務局】

団体名	役職等	氏名	備考
保健福祉課	課長	佐藤 春美	
保健福祉課	保健指導係長	広谷 知行	
保健福祉課	保健指導係管理保健師	荒木 祥子	

## 2. 山辺町自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づき、自殺対策についての計画(以下「山辺町自殺対策計画」という。)の策定について検討を行うため、山辺町自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)山辺町自殺対策計画の策定に関すること。
- (2)その他自殺対策推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)保健、医療及び福祉関係者
- (2)教育関係者
- (3)その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

山辺町自殺対策計画(第2次)  
(令和7年3月)

山辺町保健福祉課